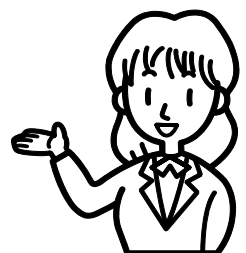
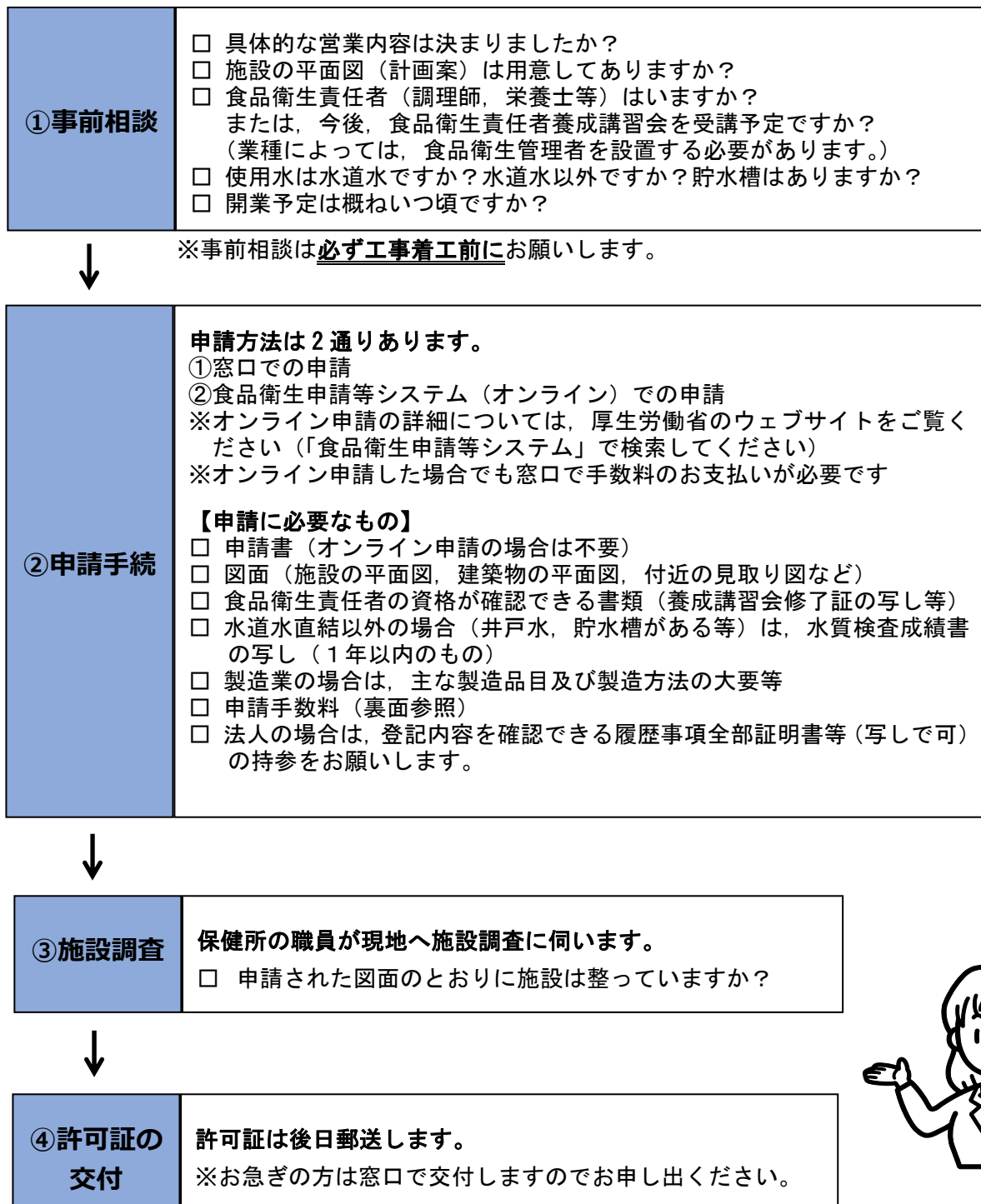


営業許可・営業届の手続き

新たに飲食店等の営業を始めるとき（※）は、条例で定める施設基準に適合する施設を整備し、管轄する保健所に営業許可申請書を提出した後に許可を受けなければなりません。また、営業許可が不要な業種であっても、営業届の提出が必要な場合があります。※名義変更する場合（個人・法人間の変更，相続以外での親族間での譲渡など）や施設を大規模改装する場合も新規営業許可の取得が必要となりますのでご注意ください。

1. 営業許可手続きの流れ



2. 営業届の流れ

①届出	<p>届出方法は2通りあります。</p> <p>①窓口での届出 ②食品衛生申請等システム（オンライン）での届出 ※オンライン届出の詳細については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください（「食品衛生申請等システム」で検索してください）</p> <p>【届出に必要なもの】</p> <p><input type="checkbox"/> 届出用紙（オンライン手続きの場合は不要） <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格が確認できる書類（養成講習会修了証の写し等） <input type="checkbox"/> 水道水直結以外の場合（井戸水、貯水槽がある等）は、水質検査成績書の写し（1年以内のもの） <input type="checkbox"/> 製造業の場合は、主な製造品目の製造工程図（兼配合分量表）</p>
------------	---



②受理	<p>届出内容を確認し、問題がなければ受理します。 ※届出済証のような書類は発行されません。</p>
------------	--

【食品衛生関係申請手数料一覧】 ※申請窓口にて、現金でお支払いください

業 種 名	手数料（円）	業 種 名	手数料（円）
飲食店営業	17,000	氷雪製造業	23,000
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,600	液卵製造業	23,000
食肉販売業	10,500	食用油脂製造業	23,000
魚介類販売業	10,500	みそ又はしょうゆ製造業	17,000
魚介類競り売り業	23,000	酒類製造業	17,000
集乳業	10,500	豆腐製造業	16,000
乳処理業	23,000	納豆製造業	16,000
特別牛乳搾取処理業	23,000	麺類製造業	16,000
食肉処理業	23,000	そうざい製造業	23,000
食品の放射線照射業	23,000	複合型そうざい製造業	33,000
菓子製造業	16,000	冷凍食品製造業	23,000
アイスクリーム類製造業	16,000	複合型冷凍食品製造業	33,000
乳製品製造業	23,000	漬物製造業	17,000
清涼飲料水製造業	23,000	密封包装食品製造業	23,000
食肉製品製造業	23,000	食品の小分け業	17,000
水産製品製造業	17,000	添加物製造業	23,000

広島県東部保健所 生活衛生課 食品衛生係

（電話）0848-25-4642 （FAX）0848-25-2464 （Mail）fjeseikatsu@pref.hiroshima.lg.jp